

ライブヒルズ町内会館管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、ライブヒルズ町内会会則21条の規定に基づき、ライブヒルズ町内会館(以下「会館」という)の管理運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会館の設置目的)

第2条 会館は町内会に帰属し、町内会活動の拠点施設として、会員相互の親睦と福祉の向上に供され、その充実発展に寄与することを目的とするものである。

(統括責任者)

第3条 会館の管理運営に関する全般については、町内会長(以下「会長」という)が統括する。

(諮問機関の設置)

第4条 会館の管理運営に関する諮問機関として、「会館管理運営諮問委員会」を設置する。

2. 委員会は、町内会役員会の議を経て、会長から諮問された事項について審議の上答申する。
3. 委員会は、若干名の委員で構成し、その委員は町内会長が委嘱し任期は2年とする。ただし、欠員が生じ途中で委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
4. 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選任し、委員会を代表して会務を総括する。

(管理人の配置)

第5条 会館の効率的かつ円滑な管理運営を図るために管理人を置くものとする。

2. 管理人には次項に定める管理業務を委託契約により委託する。
3. 前項の規定による管理業務は、「会館管理運営細則」で定める「会館管理業務執務心得」による、管理人の業務内容とする。

(使用時間)

第6条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし冠婚葬祭で使用する場合、会長及び管理人が会館の管理運営上特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 会館の休館日は次の通りとする。ただし会長が特に必要と認めた場合は、使用させることができるものとする。

- (1) 毎週日曜日及び国民の祝祭日
- (2) 盆休み(8月14日～8月16日)
- (3) 年末年始(12月29日～1月3日)

(使用の許可)

第8条 会館を使用しようとする者は、所定の使用申込書を提出して、(緊急の場合は電話による)使用の許可を得なければならない。

(使用の制限)

第9条 次のいずれかに該当すると判断した場合は、使用を許可しない。

- (1) 風紀、または公安を害するおそれがあると認めた場合。
- (2) 営利を目的とした会社等の商品販売、宣伝、説明会の開催。
- (3) 政治団体、宗教団体の宣伝、勧誘などの集会。
- (4) 会館または会館に付属する設備等が損傷するおそれがあると認めた場合。
- (5) その他管理上支障があると判断されたとき。

(使用の優先順位)

第10条 会館使用の許可順位は、町内会の事業に係わる会議、会合、行事及び町内会員による各種同好会等が、定期的に使用する場合を優先とし、他は申し込み順とする。ただし、冠婚葬祭で使用する場合には上記にかかわらず優先する。

(使用料金)

第11条 会館の利用者は次の通り使用料を納入しなければならない。

- (1) 会館で使用できる部屋は次の通りとする。
 - ・1階 A・B ホール
 - ・2階 C・D ホール 和室 E・F
- (2) 会館の使用料は次の使用時間単位とする。
 - ・午前 9:00～13:00
 - ・午後 13:00～17:00
 - ・夜間 17:00～21:00
- (3) 町内会員が使用する場合の使用料は次の通りとする。
 - ・各時間帯ごとに1室500円とする。
- (4) PTA、生活クラブ、スポーツサークル等営利を目的としない集会の使用料は次の通りとする。
 - ・各時間帯ごとに1室1,000円とする。
- (5) 上記(3)、(4)項以外で使用する場合の使用料は次の通りとする。
 - ・1日1回(午前～夜通し)1室3,000円とする。
 - なお、冬期間(11月1日～4月30日)は暖房料として500円加算する。
- (6) 2室を使用する場合は1室の料金の倍額とする。
- (7) 1日全館を使用する場合はつぎの通りとする。
 - ・会員が使用する場合 20,000円
 - ・会員以外が使用する場合 35,000円
- (8) 2階ホールで調理する場合は使用料500円加算する。

(使用料の減免)

第12条 次の使用については、使用料を免除する。

- (1) 町内会の活動、事業に係わる会議、集会、行事等で使用の場合。
- (2) 宝城会の活動、事業に係わる会議、集会、行事等で使用の場合。
- (3) 町内における公的ボランティアグループ(福祉推進員、民生委員交通指導員など)の会議等に使用する場合。
- (4) その他特に会長が必要と認めた場合。

(使用者の遵守事項)

第 13 条 会館の使用者は、「会館運営細則」で定める「会館使用心得」を遵守しなければならない。

(損害の賠償)

第 14 条 使用者は、その使用にあたって、使用者の責任で会館建物および什器、備品等損傷、紛失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則で定めるもののほか必要な事項は細則で定める。

付 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。